



# 土岐市高齢者虐待対応マニュアル



土岐市高齢介護課

## はじめに

平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下高齢者虐待防止法）が施行され、土岐市においても高齢者の虐待防止、虐待の早期発見に努めております。この法律は、虐待を受けた高齢者の保護、養護者への支援等、高齢者の権利利益の養護に資することを目的としています。土岐市では高齢介護課と各地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待に対応しています。

高齢者虐待のサインに気付き、適切な支援につなぐための手引としてこの「土岐市高齢者虐待防止マニュアル」を介護保険サービス従業者や介護支援専門員、医療サービス従事者の皆さんに活用して頂き、虐待が疑われるような場合には、担当エリアの地域包括支援センターや土岐市高齢介護課にご相談下さい。



# 目次

## 第1章 高齢者虐待とは

1. 高齢者のとらえ方 . . . . . 1
2. 高齢者虐待の定義 . . . . . 1
3. 養護者による高齢者虐待の種類 . . . . . 2
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の種類 . . . . . 2
5. 高齢者虐待類型の例 . . . . . 3

## 第2章 養護者による高齢者虐待の対応

1. 養護者による高齢者虐待への対応 . . . . . 5
2. 養護者による虐待対応の手順(フロー図) . . . . . 6
3. フロー図の解説 . . . . . 8
4. 市町村権限の行使 . . . . . 10
5. 高齢者虐待に関する各機関の役割 . . . . . 14
6. 高齢者虐待を未然に防ぐために . . . . . 16
7. 高齢者虐待に関する相談窓口 . . . . . 17

## 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応

1. 養介護施設従事者等による虐待への対応 . . . . . 18
2. 養介護施設従事者等による虐待対応の手順(フロー図) . . 19
3. フロー図の解説 . . . . . 20

## 第4章 引用文献 . . . . . 22

## 別紙 高齢者虐待発見チェックリスト . . . . . 23

# 第1章 高齢者虐待とは



## 1. 高齢者のとらえ方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています。（第2条第1項）。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなします。（第2条第6項）

また、介護保険法では「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業」等を規定しており、「被保険者」は65歳以上の者には限られてはいません（介護保険法第9条）。老人福祉法においても「65歳未満の者であっても特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

したがって、65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが重要です。

## 2. 高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法第2条第3項）

「高齢者虐待」とは養護者（※1）による高齢者虐待及び養介護施設従事者等（※2）による高齢者虐待のことをいいます。

### ※1 「養護者」

高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者。日常生活の世話（金銭の管理、食事や介護などの世話など）をしている者

### ※2 「養介護施設従事者等」

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員

養介護施設従事者等の範囲（高齢者虐待防止法第2条）

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人福祉施設</li><li>・有料老人ホーム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人居宅生活支援事業</li></ul>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護療養型医療施設</li><li>・介護医療院</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設</li><li>・地域包括支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅サービス事業</li><li>・地域密着型サービス事業</li><li>・居宅介護支援事業</li><li>・介護予防サービス事業</li><li>・地域密着型介護予防サービス事業</li><li>・介護予防支援事業</li></ul>

（※）業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。（高齢者虐待防止法第2条）

### 3. 養護者による高齢者虐待の種類（高齢者虐待防止法第2条第4項）

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。



### 4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の種類

（高齢者虐待防止法第2条第5項）

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。



#### 「セルフネグレクト(自己放任)」

高齢者虐待防止法には、虐待の種類に分類されていませんが、高齢者の尊厳を守るという観点からも虐待の一種としてとらえ、適切な対応を図っていくことが求められます。

## 5. 高齢者虐待類型の例

虐待の種類	内容と具体的な例
<p>身体的虐待</p>	<p>①暴力行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為            &lt;具体例&gt;            ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど。打撲をさせる。 など</p> <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為            &lt;具体例&gt;            ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。            ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など</p> <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に扱う行為            &lt;具体例&gt;            ・移動させる時に無理に引きずる。            ・無理やり食事を口に入れる。 など</p> <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為            &lt;具体例&gt;            ・身体を拘束、抑制する。 など</p>
<p>介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)</p>	<p>①意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。            &lt;具体例&gt;            ・入浴させずに異臭がする。            ・水分や食事を十分に与えないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある。            ・室内にゴミを放置する。冷暖房を使わせない。 など</p> <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない。            &lt;具体例&gt;            ・徘徊や病気の状態を放置する。 など</p> <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。            &lt;具体例&gt;            ・孫が高齢者に対して行う暴言や暴力行為等を放置する。 など</p>

<p>心理的虐待</p>	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的、情緒的に苦痛を与えること。</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗等を嘲笑する。</li> <li>・怒鳴る、罵る、悪口を言う、威圧的な発言をする。</li> <li>・侮蔑を込めて子ども扱いする。意図的に無視する。</li> <li>・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 など</li> </ul>
<p>性的虐待</p>	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。</li> <li>・キス、性器への接触</li> <li>・性器を写真に撮る。</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。 など</li> </ul>
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する。</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する。</li> <li>・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など</li> </ul>
<p>セルフネグレクト (自己放任)</p>	<p>自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むこと。</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱水症状、栄養不足</li> <li>・危機的、非安全な生活水準</li> <li>・不衛生な住居 など</li> </ul>





## 第2章 養護者による高齢者虐待への対応

### 1. 養護者による虐待への対応

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、市町村（土岐市高齢介護課）への通報努力義務が規定されています。これは虐待を受けたと明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばい知られないようにすることもあります。周囲の人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援に繋げることが大切になってきます。

#### ①早期発見（高齢者虐待防止法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に職務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならないとされています。

#### ②通報（高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項）

#### 【養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合】

虐待の状態	対応
生命又は身体に重大な危険が生じている場合	<b>通報義務</b>
上記以外	<b>通報努力義務</b>

#### ★通報等による不利益取り扱いの禁止

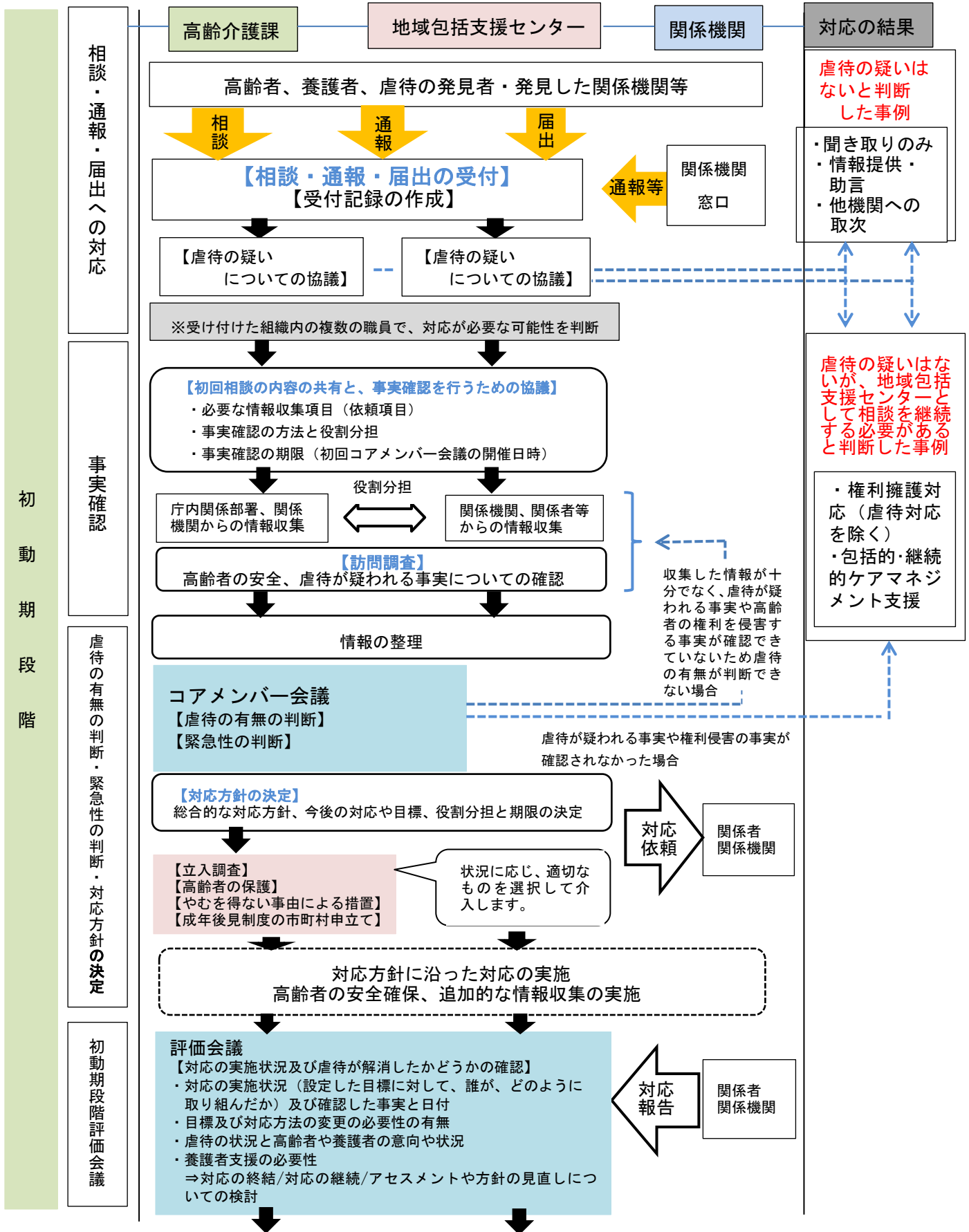
刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養護者による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（高齢者虐待防止法第7条第3項）

相談・通報・届出したことにより、個人情報漏れたり

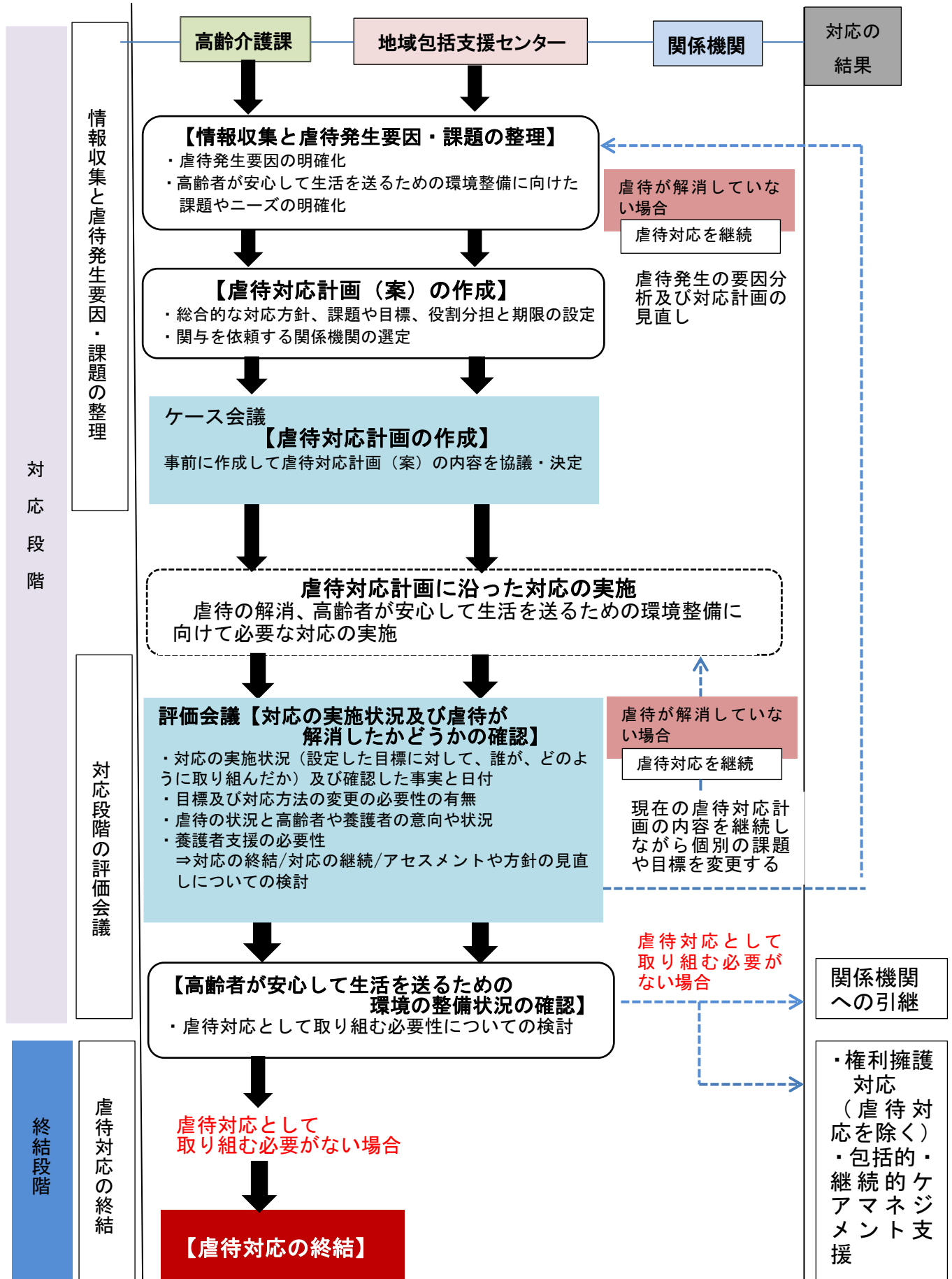
不利益な扱いを受けることはありません。



## 2. 養護者による虐待対応の手順（全体フロー図 1/2）



## 養護者による高齢者虐待対応の対応手順(全体フロー図 2/2)



### 3. フロー図の解説

#### ○相談・通報・届出の受付

- ・相談、通報等を受けた高齢介護課又は地域包括支援センター（以下、地域包括）等は相談内容を聞き取ります。
- ・相談内容は、必要な項目を正確に聴き取るため相談受付票を用意し、虐待の状況、通報者の情報などを聞き取ります。（帳票のすべての項目をすべて確認できないこともあるために随時情報収集を行います。）
- ・受け付けた相談・通報について、虐待の通報としてとらえるかどうかの判断については、相談を聞いた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断することが重要です。
- ・虐待かどうかの判断をするのは市（高齢介護課）であり、地域包括職員において、相談等を受け付けた場合、速やかに市に報告を行い、市による判断につなげる必要があります。

#### ○初回相談の内容の共有と、事実確認のための協議

- ・市（高齢介護課）と地域包括職員は受け付けた相談の内容を共有するとともに、事実確認を行うために必要な事項を協議します。
- ・事実確認を効果的に行うため、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割分担及び期限について確認します。

#### ○事実確認

- ・高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認をする必要があります。
- ・高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するため、庁内関係部署および関係機関からできるだけ多面的な情報収集を行います。
- ・虐待の事実を確認するためには、訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を確認することが重要です。
- ・訪問調査を行う際は2名以上の職員で訪問し、高齢者の身体の安全確認をする必要がある場合は、医療職も同行するようにします。

#### ○コアメンバー会議

##### 【コアメンバー会議】

高齢者虐待防止を担当する市管理職と担当者、地域包括支援センター職員によって構成され、虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議

- ・市（高齢介護課）は速やかに会議を招集し、事実確認・収集された情報から虐待の有無を判断します。
- ・虐待と認定した事例については、高齢者の生命や身体の安全を確保するための対応方針を迅速に決定します。
- ・事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例についても、虐待の有無の判断ができるよう、期限を区切って事実確認を継続するための対応方針を決定します。

★相談・通報・届出の受付から、事実確認、コアメンバー会議開催まで48時間以内に行います。

### ○対応方針に沿った対応の実施

- ・コアメンバー会議で決まった対応方針に沿って、役割分担しながら、チームでアプローチします。
- ・虐待の発生要因を明確化し、虐待解消に向けた課題を明らかにし、対応計画を作成し虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。
- ・事業所等関係機関の協力が必要な場合は、市又は地域包括職員から関係機関へ協力を要請します。
- ・養護者との分離等が必要な事案は行政権限の行使を行います。
- ・虐待が解消できたら、高齢者の安心した生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極める必要があります。

### ○虐待対応ケース会議

- ・対応状況や事実確認した結果を、関係者間で共有したうえで、虐待対応計画の変更や役割分担の確認を行います。
- ・会議への出席者の調整や進行は、市（高齢介護課）と地域包括職員で随時相談しながら行います。

### ○虐待対応評価会議

- ・虐待対応を終結させるまで、虐待対応計画の実施状況を確認し、虐待状況が解決されたかどうか、対応を終結すべきか、対応計画を継続実施すべきか、改めてアセスメントや計画を見直すかについて、繰り返し協議します。

### ○終結

- ・虐待対応の終結は評価会議で判断します。
- ・虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認して、終結の判断とします。
- ・必要に応じて、継続的な見守りや権利擁護対応、包括的・継続的マネジメント支援に移行する必要があります。その場合は、地域包括支援センターの関与や、関係機関との連絡体制の構築を図り、適切な関与、引継ぎを行います。

## 4. 市町村権限の行使

### 1) 立入調査

高齢者虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、市町村長は担当部署の職員や直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の住所または居所に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができるとされています。(高齢者虐待防止法第11条)

また、立入調査を実施する場合、市町村長は高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に当該高齢者の住所または居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています。(高齢者虐待防止法第12条第2項)

★立入調査には実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を組織的に判断する必要があります。

★立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせる必要はありません。

★立入調査を実施するにあたり、高齢者の状況や養護者等の態度など、様々な状況が予測されます。同行者と役割分担、対応、関係機関との連携など具体的にシュミレーションしておくことが重要です。また、養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所等とも連携し、精神保健福祉相談員の同行も考えられます。また、事前の情報によっては入院する事態なども想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておく必要があります。

★立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯する必要があります。

★予測される事態に備え、複数の職員を選任します。また、入院等の必要性を的確に判断する事のできる医療職の同行も有効です。

★立入調査は法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心掛けます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意をもって説明します。また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

★高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、同行の医療職による身体状況を確認します。高齢者からも話を聞ける場合は、養護者から離れた場所で聴取します。高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や老人福祉法の措置を通じて緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝

え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

★立入調査執行後は調査記録を作成し、コアメンバー会議で虐待の有無や緊急性の判断を行います。

## 2) 高齢者と養護者の分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用（短期入所・施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（特養・養護・短期入所等）、医療機関への一時入院などが考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

### 【分離手段の例】

対応手段	備考
契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。</li><li>・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていく。</li><li>・介護保険サービスの契約利用</li></ul>
緊急一時保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・養護老人ホームへのショートステイ</li><li>・介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)などのショートステイ</li></ul>
やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・12ページ参照 (市町村権限の行使)</li></ul>
養護老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"><li>・12ページ参照 (市町村権限の行使)</li></ul>
その他の方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市営住宅への入居</li><li>・ホテルなどへの避難</li><li>・親族や友人宅への避難</li><li>・医療機関への入院</li></ul>



### 3) 養護老人ホームへの入所措置

老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該高齢者が次の①及び②のいずれにも該当する場合に行うものとします。

①環境上の事情については、次のア及びイに該当する必要があります。

事項	基準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

②経済的事情については、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条各号のいずれかに該当する必要があります。

### 4) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

#### 【やむを得ない事由による措置のサービス種類】

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特別養護老人ホーム
- ・小規模多機能型居宅介護

いずれの場合が老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に以下の①及び②のとおり規定されています。

①65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合。

(※) 政令に定める「やむを得ない事由」とは、事業所と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

②65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合。



### 【特別養護老人ホームへのやむを得ない措置入所の原則】

- 老人福祉法第11条第1項第2号の規定により、高齢者を特別養護老人ホームに入所させ又は、入所を委託する措置は、当該高齢者が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が12ページ①アの基準を満たす場合に行うものとする。
- また、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって入所措置を行わない理由とはならない。

(老人ホームの入所措置等の指針について平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

### 【定員超過の取扱いについて】

- 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び個室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 平成11年厚生省令第39号第25条)
- 単なる特別養護老人ホームの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象外となるのは、定員の5%増ですが、虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ、定員を5%超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。(高齢者虐待の対応と養護者支援について 平成18年4月厚労省老健局)

### 【特別養護老人ホームの「特例入所」に関わる国の指針】

- 要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に指定介護老人福祉施設への入所(＝特例入所)を認める。(平成26年12月12日高齢者支援課通知)

## 5) 面会制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています。(第13条)

## 6) 成年後見制度の市長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うこととされています。(第9条)

## 5. 高齢者虐待に関する各機関の役割

### (1) 市町村



・相談・通報・届出の受付
・情報収集、事実確認
・関係機関・団体等との対応協議
・立ち入り調査（警察署長への援助要請）
・虐待の認定（コアメンバー会議）

市では高齢者虐待の防止、早期発見のための事業、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うことを義務づけられており高齢者虐待の通報または届出を受け、虐待を受けている高齢者の安全確認のための調査を行い、虐待が確認されたときには高齢者が安全で安心な生活が再構築できる様地域包括支援センターと連携して対応を行います。

### (2) 地域包括支援センター



・相談・通報・届出の受付
・関係機関からの情報収集・事実確認
・ネットワークの構築
・援助方針の作成・モニタリング
・虐待対応ケース会議の開催等

地域包括支援センターは、高齢者の権利擁護を行う機関としての役割があります。通報を受け受理した場合は、市と連携して虐待の情報収集・事実確認を行うとともに、必要に応じて市の立ち入り調査への同行協力などを行います。

### (3) 介護支援専門員



・市や地域包括支援センターへの相談・通報
・介護保険サービス提供事業者からの情報収集
・虐待の解消に向けたケアマネジメントの実施
・市や地域包括支援センター職員との同行訪問等

介護保険サービス利用者宅への訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待（虐待の疑い）ケースを発見した場合は、家族の介護負担の軽減や介護保険サービスの調整等を行います。

本人や家族がサービスの提供を拒否したり、在宅サービスのみでは高齢者虐待の改善が望めない処遇困難ケースは、地域包括支援センターに報告し、場合によっては高齢者虐待対応ケース会議に参加します。

### (4) 医療機関



・怪我やあざ等の全身状態の観察
・虐待が疑われるような場合は、市又は地域包括支援センターに相談・通報
・緊急時は警察に通報
・サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかけ

医療機関は、受診等により高齢者の不審な怪我やあざ等の状況把握や家族・養護者の様子、

変化を発見できる機会があります。診察の結果、刑法上の犯罪も疑われる場合は、警察にも通報します。

介入を拒む高齢者や養護者に対し、診察を通じて医師の指導により必要なサービス利用等につながることもありますので、サービス利用等についての助言等、高齢者や養護者に働きかける等の役割を担います。

### (5) 民生委員

• 担当地区高齢世帯の実態把握、見守り、相談支援
• 担当地区住民からの情報収集
• 市や地域包括支援センターへの相談、通報

日頃の活動により、高齢者の安否確認や虐待の早期発見が可能になります。虐待が疑われる高齢者の同意が得られない場合においても市や地域包括支援センターへ相談します。

地域における虐待の早期発見・通報、見守り等の役割も期待されます。



### (6) サービス提供事業所

• 虐待を疑われるような場合は、市や地域包括支援センターへ相談、通報
• 本人の言動や介護者の状況で気になる点があれば介護支援専門員へ報告
• 怪我やあざ等を発見した場合は、記録や写真等による情報収集と提供
• 地域包括支援センターが開催する高齢者虐待対応ケース会議への参加

サービス提供時に虐待の発見や疑いを持った場合は、介護支援専門員への報告とともに地域包括支援センターへの情報提供が期待されます。

### (7) 警察

• 被虐待者の保護
• 虐待の制止
• 立ち入り
• 虐待者の逮捕等

市が立ち入り調査を行う際に、市の援助要請を受けて、円滑な調査ができるよう同行します。

### (8) 地域住民

• 気になる高齢者の情報や虐待が疑われる場合は市や地域包括支援センターへの相談、通報
• 虐待終結後のケース見守りや声掛け等

地域で暮らしていく中で異変を感じた場合は虐待であるかどうかの確信が持てなくても、市や地域包括支援センターに相談・通報します。また、虐待対応が終結した場合でも見守りが必要な世帯には、見守りチームの一員として期待されます。

**地域での見守りが  
大切です**



## 6. 高齢者虐待を未然に防ぐために

### 1) 養護者（家族等）への支援

高齢者が重度の要介護状態にあったり、養護者に認知症に対する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態や経済状況にあるなど、虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。これらの要因を分析し、養護者に対して適切な支援を行うことが、高齢者への虐待を予防することができると考えられます。

- ①養護者との間に信頼関係を確立する。
- ②介護負担・介護ストレスの軽減を図る。ねぎらう。
- ③養護者自身の抱える課題に対し、適切な機関につなぎ支援が開始されるよう働きかける。
- ④家族関係の回復・生活の安定

### 2) 高齢者虐待の啓発

住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。

### 3) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

養護者による虐待を受けている高齢者のうち、要支援・要介護認定で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が約7割となっています。（法に基づく対応状況等調査結果）

認知症に対する理解が十分でないため、高齢者の性格の変化や言動の混乱を家族が理解できず、「高齢者が反抗している」「介護者の言うことを聞かない」などとして虐待につながる場合があります。認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて、養護者・家族等や地域住民に理解がなされるような取組が必要となります。

例：認知症サポーター養成講座、認知症カフェなど

### 4) 高齢者虐待のサインの気づき

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として別紙の「高齢者虐待発見のチェックリスト」があります。この他にも様々な「サイン」があることを認識しつつ、疑わしい場合は注意深く観察することが必要となってきます。



## 高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

養護者（虐待者）を責めるのではなく、当事者をとりまく生活環境全体に目を向けて、虐待という行為の背景にある要因を探り、高齢者と養護者両方を支援していくことが必要です。

## 7. 相談窓口



「虐待かも？」と  
思ったら・・・

■高齢者の虐待や養護者支援に関する相談は下記の連絡先まで■

◎土岐市高齢介護課 高齢者係

土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

《電話》 0572-54-1111 (内線: 231・232)

◎市内の地域包括支援センター



名称	担当地区	住所	電話番号	FAX番号
土岐市中部 地域包括支援 センター	土岐津・肥田	土岐津町土岐口 2101番地	54-1311	54-1353
土岐市西部 地域包括支援 センター	下石・妻木・鶴里	下石町1060番地	57-8100	57-4611
土岐市東部 地域包括支援 センター	曾木・駄知 ・肥田(旭ヶ丘)	駄知町 1858番地の2	50-1560	50-1561
土岐市北部 地域包括支援 センター	泉	泉町久尻 20番地の2	56-0801	56-1187



## 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応

### 1. 養介護施設従事者等による虐待への対応

養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、高齢者虐待を行うことは許されることではありません。しかしながら、介護の現場では人員不足、過酷な労働環境等の要因により不適切な対応がとられる可能性は否めません。また、法に基づく対応状況等調査結果では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因として「教育、知識、技術不足など」「職員のストレスや感情のコントロールの問題」となどがあります。

高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

#### 【虐待対応の役割】

法：高齢者虐待防止法

関係者	条文	役割
施設設置者・事業者	法第20条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者等への研修</li> <li>・苦情体制処理の整備</li> <li>・その他高齢者虐待防止のための措置</li> </ul>
介護施設従事者等	法第21条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報（<b>通報義務</b>）</li> </ul>
介護施設従事者以外の者	法第21条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報（<b>通報義務</b>）</li> <li>①高齢者の生命又は身体に重要な危険が生じている場合（義務）</li> <li>②①以外の場合(<b>通報努力義務</b>)</li> </ul>
土岐市	法第21条 法第22条 法第24条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応部局、窓口の周知</li> <li>・通報内容の事実確認</li> <li>・通報事項の県への報告</li> <li>・老人福祉法または介護福祉法による権限の適切な行使</li> </ul>

#### ★通報等による不利益取り扱いの禁止

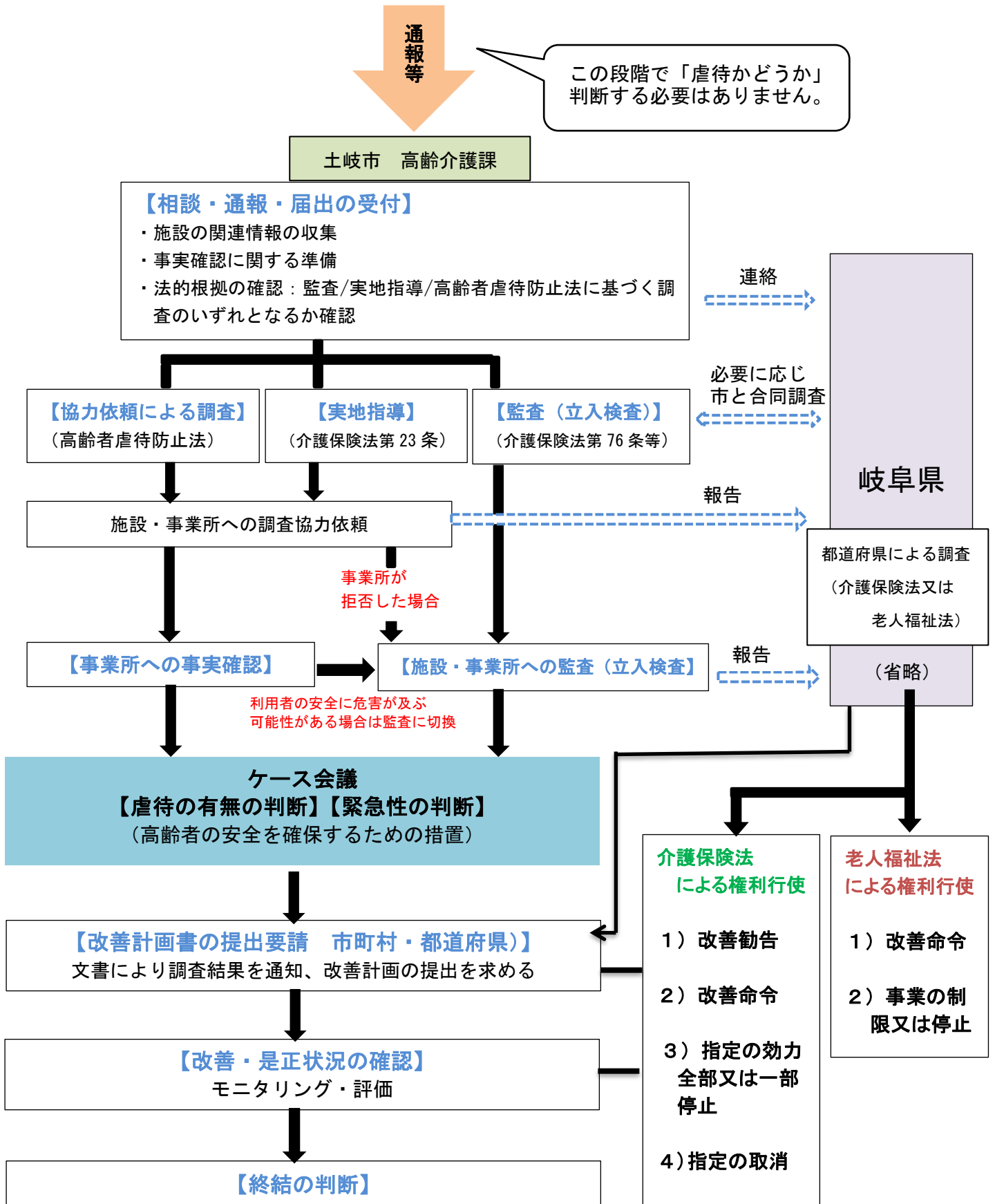
・刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと。

（高齢者虐待防止法第21条第6項）

・養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

（高齢者虐待防止法第21条第7項）

## 2. 養介護施設従事者等による虐待対応の流れ



※市が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所での虐待の場合、「介護保険法による権利行使」は市が担う。

※介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホームでの虐待の場合、市は介護保険法に基づく実地指導・監査ではなく、協力依頼による調査を行う。



### 3. フロー図の解説

#### ○相談・通報・届出の受付

- ・通報等の内容について、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。
- ・通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。
- ・通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行います。

#### ○事実確認

- ・事実確認等は、通報等を受けた市町村が行います。（指定権限を有していない場合には、指定権限等を有する県と連携して事実確認を行います。）
- ・事実確認の方法については、事案の緊急性や当該養介護施設等の状況を踏まえ、以下の3つの中から適切なものを検討し、実施します。
  - 1) 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて、当該養介護施設等の任意の協力の下に行う調査
  - 2) 介護保険法第23条に基づくいわゆる「実地指導」
  - 3) 介護保険法第76条に基づくいわゆる「監査」

#### 【調査を行う際の留意事項】

- ・訪問調査を行う場合は、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問します。
- ・通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うようにします。
- ・調査にあたっては、高齢者及び養介護施設等に対して次の事項を説明し理解を得ることが重要です。

#### ◇訪問の目的

◇担当職員の職務と守秘義務に関すること。

◇調査する内容と必要性に関する説明

◇高齢者の権利について

※調査にあたっては、高齢者や養介護施設従事者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

#### 【調査確認項目】

##### i 高齢者本人への調査項目

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の事実と経過
- ・高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ・サービス利用状況

##### ii 養介護施設等への調査項目

- ・当該高齢者に対するサービス提供状況
- ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ・通報等の内容に係る事実確認、状況の説明

- ・職員の勤務体制
- ・その他必要事項（事故・ヒヤリハット報告書、苦情相談記録、職員への研修状況等）

### ○虐待の有無と緊急性の判断（虐待ケース会議）

- ・事実確認のための調査後、高齢介護課において調査報告書を作成します。
- ・虐待の有無と緊急性の判断は、高齢介護課職員（管理職含む）、及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース会議で行います。

### ○改善計画書の提出要請

- ・虐待が認められた場合はもちろん、虐待は認められなくとも、運営基準違反行為や不適切ケア等が認められた場合には、養介護施設等に対し、改善指導を行います。（養介護施設等へ訪問調査結果を報告するにあたり、改善が必要な事項と指導内容を通知）
- ・養介護施設等は、通知を受けて定められた期限内に指導内容に対する改善計画書を提出します。
- ・市（高齢介護課）は改善計画が指導内容に対し、具体的な行動計画に基づいた取組内容となっているか確認し、具体性に欠ける計画書の場合は修正の指導を行います。
- ・改善計画書においてそれぞれの行動計画に期限を設け、進捗の確認ができる形での提出を促します。

### ○評価会議・モニタリング

- ・養介護施設等の改善取組を継続させるために、例えば、定期的に苦情対応の第三者委員や介護相談員などの訪問による、生活状況の確認、養介護施設等内に設置した虐待防止委員会等での改善取組状況の点検等の結果をその都度市（高齢介護課）へ報告してもらいます。
- ・改善計画書受理後、達成目標期日が経過した段階で、市は当該養介護施設等を訪問し、実施している高齢者虐待の再発防止に向けた取組の評価を行います。
- ・改善計画が滞っていたり、改善意識が見られなかったりする場合は、都道府県と連携して改善勧告や改善命令などにより、改善取組を促します。

### ○終結

- ・モニタリングを実施しながら、養介護施設等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認し、終結の判断を行います。※終結後も通常の実地指導等でフォローしていきます。

## 第4章 引用文献

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
  - ・・・平成30年3月 厚生労働省 老健局
  
- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」
  - ・・・平成23年3月 日本社会福祉士会

## 高齢者虐待発見チェックリスト

## ＜身体的虐待のサイン＞

チェック欄	サイン例
	身体に小さな傷が頻繁にみられる。
	大腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみず腫れがみられる。
	回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等に傷がある。
	臀部や掌、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家に帰りたくない」等の訴えがある。
	傷やあざの説明のつじつまが合わない。
	身体に縛られた跡や拘束された形跡がある。

## ＜介護・世話の放棄・放任（自己放任含む）による虐待のサイン＞

チェック欄	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やオムツが散乱している。
	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりの褥瘡が出来てきている。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事の準備がされていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調、脱水状態、体重減少がある。
	排泄物の処理がされていない。
	必要な薬を飲んでいない。
	必要な器具（眼鏡、入れ歯、補聴器等）を与えない。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

## ＜心理的虐待のサイン＞

チェック欄	サイン例
	掻きむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を委縮させる。
	怯える、わめく、泣く、叫ぶ等の症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	無力感、諦め、投げやりな様子になる。

### <性的虐待のサイン>

チェック欄	サイン例
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器から出血や傷がみられる。
	生殖器の痛み、痒みを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
	理由もなく、入浴や排せつなどの介助を突然拒む。
	性病にかかっている。
	睡眠障害がある。

### <経済的虐待のサイン>

チェック欄	サイン例
	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービス利用料や生活費の支払いができない。
	資産の余裕状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らない内に引き出された、通帳が盗られたと訴える。

### <家族の状況に見られるサイン>

チェック欄	サイン例
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医療機関への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	高齢者に面会させない。
	高齢者に対する質問に養護者が全て答えてしまう。
	保健、福祉の担当者とうのを嫌うようになる。



**これらはいくまでも例示ですので、この他にも様々な「サイン」を見逃さないよう、注意深く観察することが必要となります。**

**高齢者虐待対応マニュアル**

**平成31年3月発行**

**令和4年3月改訂**

**土岐市高齢介護課**

**電 話 0572-54-1111(内線231・232)**

**F A X 0572-55-1367**